

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前						
第4章 コンテナー特例法関係					第4章 コンテナー特例法関係						
第2節 TIR 運送					第2節 TIR 運送						
(TIR 税関の指定)					(TIR 税関の指定)						
番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号		
1	東京税関	※東京税関（同一市内にある次の出張所を含む。） （削除） 大井出張所 立川出張所 新潟税関支署	5	名古屋税關	※名古屋税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 稻永出張所 南部出張所 西部出張所 ※清水税關支署 衣浦出張所 ※四日市税關支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所 ※門司税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 田野浦出張所 徳山税關支署 博多税關支署 ※長崎税關 久留米出張所	1	東京税關	※東京税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 芝浦出張所 大井出張所 立川出張所 新潟税關支署	5	名古屋税關	※名古屋税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 稻永出張所 南部出張所 西部出張所 ※清水税關支署 衣浦出張所 ※四日市税關支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所 ※門司税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 田野浦出張所 徳山税關支署 博多税關支署 ※長崎税關 久留米出張所
2	横浜税關	※横浜税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 鶴見出張所 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 ※川崎税關支署 ※千葉税關支署 日立出張所 姉崎出張所	6	門司税關		2	横浜税關	※横浜税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 鶴見出張所 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 ※川崎税關支署 ※千葉税關支署 日立出張所 姉崎出張所	6	門司税關	※門司税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 田野浦出張所 徳山税關支署 博多税關支署 ※長崎税關 久留米出張所
3	神戸税關	※神戸税關（同一市内にある次の出	7	長崎税關		3	神戸税關	※神戸税關（同一市内にある次の出	7	長崎税關	

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
4	大阪税關	張所を含む。) 摩耶埠頭出張所 ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税關支署 小松島税關支署 ※大阪税關（同一市内にある次の出張所を含む。） (削除) 桜島出張所 南港出張所 ※堺税關支署 京都税關支署 岸和田出張所 和歌山税關支署	8 函館税關 9 沖縄地区税關	※函館税關 ※小樽税關支署 札幌税關支署 鈎路税關支署 ※沖縄地区税關	張所を含む。) 摩耶埠頭出張所 ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税關支署 小松島税關支署 ※大阪税關（同一市内にある次の出張所を含む。） <u>大手前出張所</u> 桜島出張所 南港出張所 ※堺税關支署 京都税關支署 岸和田出張所 和歌山税關支署	8 函館税關 9 沖縄地区税關	※函館税關 ※小樽税關支署 札幌税關支署 鈎路税關支署 ※沖縄地区税關

備考 ※印の税關官署は、仕出地税關及び仕向地税關のほか経由地税關となりうる税關官署である。

備考 ※印の税關官署は、仕出地税關及び仕向地税關のほか経由地税關となりうる税關官署である。

第5章 ATA条約特例法関係

(一時輸入の許可の際の取扱い)

3—4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。

(1) (省略)

(2) 上記(1)により通関手帳による輸入を許可された物品（以下本章において

第5章 ATA条約特例法関係

(一時輸入の許可の際の取扱い)

3—4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。

(1) (同左)

(2) 上記(1)により通関手帳による輸入を許可された物品（以下本章において

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
て「一時免税輸入物品」という。）については、「財務省の計算証明に関する指定について」（平成29年4月会計検査院長訓令検第402号）第3章第15条第2項により、輸入申告関係書類の会計検査院への送付は要しない。	て「一時免税輸入物品」という。）については、「財務省の計算証明に関する指定について」（平成4年10月会計検査院長訓令4検第412号）第3章第四の(8)ハただし書により、輸入申告関係書類の会計検査院への送付は要しない。